

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

一定の期間（不動産登記規則第64条第1項第2号参照）を過ぎても登記識別情報通知の取得がなされない場合には、登記識別情報通知がダウンロードできる状態を解消します。手続終了欄の「処理」をクリックします。

[手続終了]

該当の事件について手続終了を指示することで登記識別情報通知がダウンロードできない状態とします。

手続終了事由を選択の上、「手続終了」をクリックします。

[手続終了結果]

該当の事件について、手続終了がされた旨が表示されます。

[登記識別情報通知ダウンロード様式一覧]

オンライン申請された「登記識別情報ダウンロード様式」の処理状況が表示されます。

* 状況欄の表示

- ・受付…配信・受付管理システムにて、「登記識別情報ダウンロード様式」の受付が完了している。
- ・検証…署名・証明書の検証が完了している。
- ・特定…対象となる登記識別情報通知の特定が完了している。
- ・公文書発行…登記識別情報通知が発行され、ダウンロード待ちである。
- ・取得完了…登記識別情報通知のダウンロード取得が完了している。

